

長野県松本あさひ学園職員行動規範

平成23年7月1日制定

平成26年4月1日改定

私たちは、誰もがかけがえのない人生をより豊かに生きたいと願っています。

本園の児童が、人への信頼と共感、成長への意欲と自信を育み、自分や他者を大切にすることを学ぶことができるよう人権に配慮して支援をします。

また、保護者や関係機関と連携を図り、将来、児童が地域社会で自立した生活を送れるよう職員一同気持ちを合わせ、支援を進めます。

支援に当たって、私たち職員は次のことを遵守します。

- 私たちは、私たちの仕事が人の心と心のつながり（信頼）を基礎に専門的な支援を行うヒューマンサービスであることを自覚して、職務に取り組みます。
- 私たちは、職員が児童一人ひとりを尊重することで、児童が人を尊重することの大切さを学んでいけるよう支援します。（児童を呼び捨てにしない、人格を否定するような発言をしない。）
- 私たちは、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるために、普段から振る舞いや態度で模範を示すとともに、児童に対し、安心・安全な暮らしの提供に努めます。
- 私たちは、児童の言葉に耳を傾け、気持ちを受け止め、個人個人の特性の理解と支援に努めます。また、児童が暴力的な言動に頼らないコミュニケーションの方法を工夫します。
- 私たちは、児童に対し、いかなる理由があっても体罰はしません。
- 私たちは、お互いの思いや考えを気兼ねなく話すことのできる風通しの良い職員関係と、学び合い成長し合う職員集団の構築を目指します。
- 私たちは、仕事を通じて知り得た個人情報等について、在職中及び退職後も守秘義務を守ります。
- 私たちは、法令等を遵守するとともに、公正・効率的に職務を行います。